

令和8年4月

筑陽学園中学・高等学校いじめ防止基本方針

学校設置者 学校法人 筑陽学園
筑陽学園中学校・筑陽学園高等学校

1 はじめに—本校の教育方針等

筑陽学園中学校及び筑陽学園高等学校（以下「本校」という。）は、校訓「人を愛し、ひとに愛される人間」の育成を教育の基本に、教育理念として「自らを学び、失敗から学び、自然の本質から学ぶ」を掲げ、いつの世も変わることのない本質的なことを常に追究し、複雑多様化した現代社会をたくましく生き抜くことのできる生徒を育成することを教育目標の一つとしており、その目標達成に向け、人権教育に重点を置いて取り組んできている。

国は、平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）を制定し、同年10月11日（最終改定平成29年3月14日）「いじめの防止等のための基本的な方針」を決定した。福岡県も平成26年3月（最終改定平成30年2月16日）「福岡県いじめ防止基本方針～いじめ しない させない みのがさない～」を決定した。

これらを踏まえ、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識の下、本校においても、いじめ防止基本方針を策定する（法13条）。

2 いじめの禁止

(1) いじめとは、生徒に対して、他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう（法2条）。

(2) 生徒は、いじめを行ってはならない（法4条）。

(3) 本校及び本校の教職員は、法の定める基本理念、以下の基本姿勢にのっとり、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する（法8条）。

3 基本姿勢

(1) 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つ。

「いじめは人間として絶対に許されない」との指導を、すべての教育活動のなかで、毅然とした態度で行う。また、すべての教職員がいじめの問題の重要性を正しく認識し、「いじめは卑怯で憎むべき行為である」といった、いじめを許さない豊かな情操と道徳心、人権尊重の精神、対人交流能力を育成する。

(2) 「いじめは、どの生徒にも起こりうる」という危機意識を持つ。

一般にいじめの状況が酷くなればなるほど、いじめは発覚されにくくなる。生徒が発する危険信号を日頃から見逃さないよう、丁寧に生徒理解をすすめる、いじめの早期発見に努めたい。また、生徒が気軽に悩みを教職員に打ち明けることができるカウンセリングを含む教育相談体制を構築する。

(3) 「いじめられている生徒を最後まで守り抜く」という信念を持つ。

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭・地域・児童相談所・警察等その他関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して取り組む。特に、保護者等との信頼関係は、いじめの問題の解決に不可欠であり、必要に応じて緊密な連携協力を図る。

(4) 「いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している」ので、家庭・保護者等との連携を十分に行う。

いじめの問題の解決のために家庭・保護者等が極めて重要な役割を担っていることから、保護者等の理解と協力を得て、十分に連携して取り組むことが重要である。また、保護者等に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、必要に応じて保護者等に協力を要請する。

4 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される中核となる常設の校内組織を設置する。

構成員は、校長、高校教頭、中学教頭、生徒指導部長、学年主任、生徒指導部教職員を中心に、養護教諭、スクールカウンセラー、人権・同和教育委員長、いじめ防止委員長、特別支援教育委員長（ウェブ相談窓口担当）、学級担任等とする。

なお、構成員は実態等に応じて柔軟に編成し、対応することも考える。

具体的役割として、次のことを行う。

- ・いじめ防止基本方針にもとづく指導計画の企画と実施、検証、修正（P D C Aサイクル）
いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの防止啓発の校内研修の企画
- ・いじめの未然防止
- ・関係機関との連携
- ・組織的ないじめ対応の中核
- ・関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、及び保護者等との連携等対応方針の決定
- ・重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるのかの判定
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- ・当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

また、いじめは複雑化、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の発する小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないため、「早期発見のためのチェックポイント」を別に定める。

別紙1 チェックポイント

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、生徒の自己有用感や自己肯定感を育む取組、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、「年間指導計画」を別に定める。

別紙2 年間指導計画

(3) ネット上のいじめへの対応

生徒のインターネットや携帯電話等の利用における禁止行為について、「生徒心得」に定めるとともに、著しく個人または学校の名誉・品位を傷つけると判断された場合は、所定の手続きを経て、指導または懲戒の対象とする。

別紙3 生徒心得（抜粋）

また、個人情報や、誹謗中傷の書き込みがないように、情報モラル教育や指導を継続して行う。保護者等に対しても、具体的な実態をもとに保護者等の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。

(4) 緊急時の組織的対応

いじめ事案の発生時は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行うとともに、迅速にいじめの解決に向けた「組織的対応」を別に定める。

別紙4 緊急時の組織的対応

別紙5 いじめ防止等の対策のための組織

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童等する生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合は、直ちに学校の設置者（学校法人）に報告し、学校の設置者はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。それと同時に県知事へ報告する。

調査の主体は学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合がある。学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断した場合は速やかに組織を設ける。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織は「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることもある。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で、学校の設置者又は学校は、調査組織に対し積極的に資料を提供する。

・いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行う。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する等）

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。さらに、いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

・いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などにより行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、自殺防止に資する観点から背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

○ 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

○ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

○ 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。

○ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

○ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。

○ 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

○ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。

(3) 調査結果の提供及び報告

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われたどのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。また、適時適切な方法で、経過報告を行うものとする。これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、

適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことは行わない。また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うことが必要である。

この調査結果については県知事に報告をする。場合によっては調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行うこともある。

(4) 学校及び学校の設置者の対応の検証・再発防止策の提言

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び学校の設置者の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

法、国・地方の基本方針、本ガイドライン及び学校いじめ防止基本方針等に沿った対応が行われていたか、学校いじめ対策組織をはじめ学校内の体制が機能していたか、学校はいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどを検証する。

特に、再発防止の観点からは、法第 28 条で定められている「当該重大事態と同種の事態の発生の防止」を実効的なものにするため、日頃のいじめ防止等対策及び事案の発生後の対応について真摯に分析・整理することが重要である。

(5) 対象児童生徒・保護者による地方公共団体の長等への調査結果に対する所見書の提出

調査主体から、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示し、速やかに提出を行うものとする。

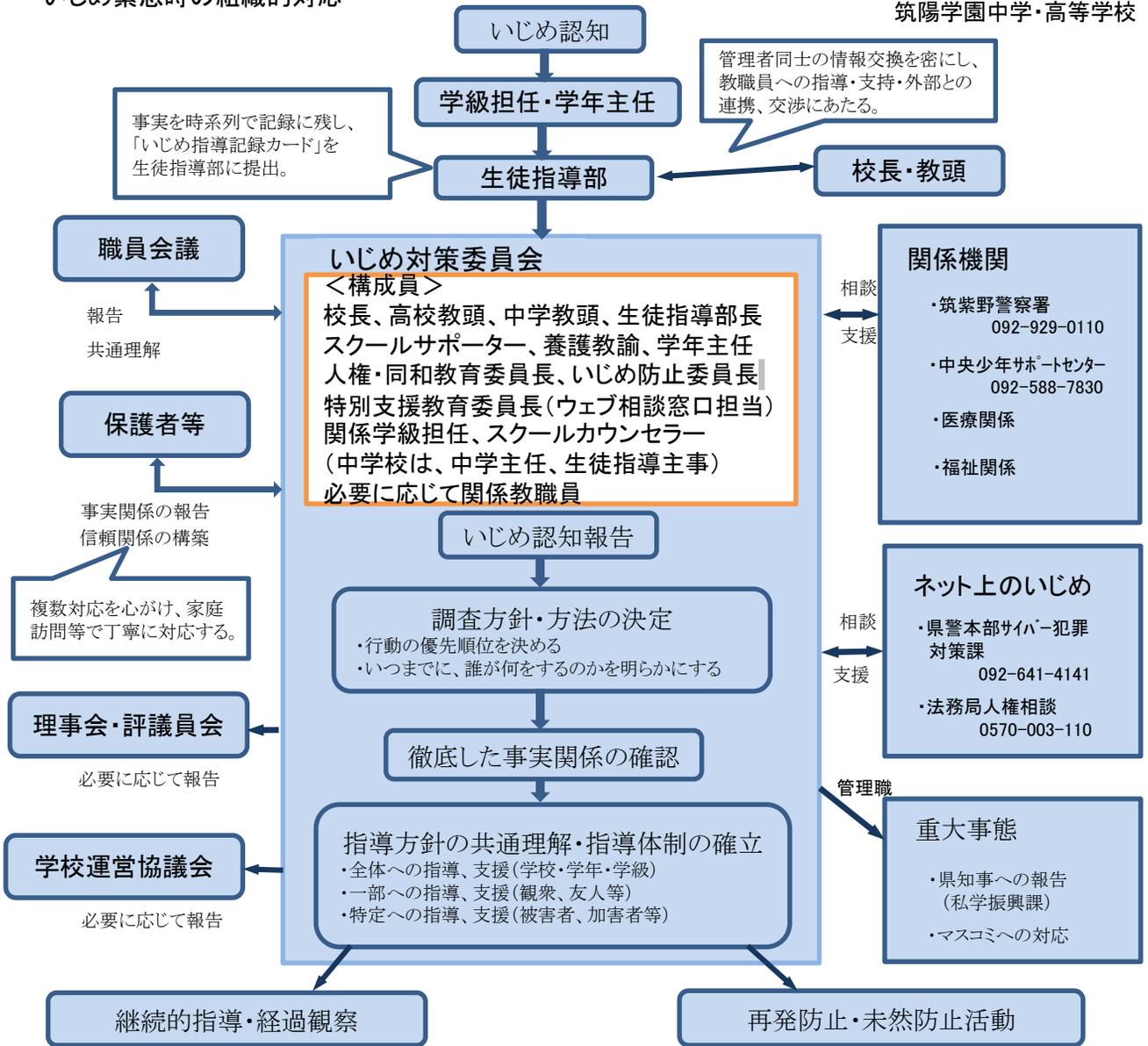
6 学校評価による取組の達成目標や評価方法等

本校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならないものとする。第三者委員会等に評価をしてもらうこととする。

以上

いじめ緊急時の組織的対応

筑陽学園中学・高等学校



人権意識を高める道徳・特別活動等の実践

◇いじめに対する教職員の基本姿勢として、以下の点を心掛け対応すること。

さ 最悪の事態を想定して

し 慎重に

す 素早く

せ 誠意を持って

そ 組織的に対応する

◇被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。

いじめを発見した時は、直ちに加害者、被害者双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。

状況に応じて、全校あるいは学年全体等のアンケートを実施する。

◇学級担任一人でのいじめの状況把握(事実関係調査)が困難な場合、いじめ対策委員会で調査を行う。

◇双方の保護者等に説明をする。

◇双方の保護者等と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

いじめ防止等の対策のための組織

組織の名称		いじめ対策委員会	
組織の 構成員	教職員	職名等	校内での役職名
		校長	
		高校教頭	
		中学教頭	
		教諭	生徒指導部長
		養護教諭	
		教諭	人権・同和教育委員長
		教諭	いじめ防止委員長
		教諭	特別支援教育委員長 (ウェブ相談窓口担当)
		教諭	一学年主任
		教諭	二学年主任
		教諭	三学年主任
		教諭	中学主任
		教諭	中学生徒指導主事
		教諭	関係学級担任
	外部専門家等		スクールサポーター
			スクールカウンセラー

※いじめ防止対策委員会は毎月最初の月曜日を原則として定期的を実施する。